

第24期 軽井沢町農業委員会 第30回 総会議事録

発言者	内 容
青木事務局長	<p style="text-align: center;">開会 15:00</p> <p>委員の皆様、ご苦労さまでございます。定刻になりましたので、第30回総会を始めたいと思います。最初に会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
市村初仁会長	<p>委員の皆様、本日はお集まりいただきありがとうございます。最初に新型コロナウイルス感染状況については、佐久圏域の感染警戒レベルは「5」が継続されております。県民に外出自粛等を要請する行動制限はございませんので、本日の総会も全委員を参集して開催いたします。さて本年も残すところ僅かとなりました。振り返ってみますと、一昨年よりは新型コロナによる行動制限が段階的に解除になっているとはいえ、感染拡大は収束せず、感染対策を実施しながらの日々が継続しております。第24期農業委員会も3年目を迎えておりますが、皆様の活発なご意見を反映させていく機会が少なく、ただ時間のみが経過してしまうのは、とても残念な気持ちとなります。本日はこの総会後に町側出席者も含めた農業委員会の忘年会を久しぶりに開催しますことから、委員同士の親睦及び町側や県への忌憚のないご意見を申し上げていただく場となりますことを願っております。本日、岡沢補佐はご出席いただいておりますが、佐藤係長は欠席でございます。また土屋代理からのJA関係も含めて後程、各担当事案についてご報告をさせていただきます。それでは第24期軽井沢町農業委員会第30回総会を開催いたします。</p>
青木事務局長	<p>ありがとうございました。それではまず議事進行を行う議長についてですが、軽井沢町農業委員会会議規則第6条の規定により総会の議長は、会長が行なうことになっております。</p>
市村初仁議長	<p>規定により、私が議長を務めることになっておりますので、議事を進めさせていただきます。事務局より、会議成立の報告をお願いします。</p>
青木事務局長	<p>農業委員総数14名中、10名全員の出席でございます。柳澤昌代委員、市村正喜委員、岩井正則委員、荒井龍介委員から欠席のご連絡がありました。農地利用最適化推進委員7名中、7名全員の出席でございます。軽井沢町農業委員会会議規則第5条(在任する委員の過半数の出席)により、本総会が成立します事を報告します。</p>
市村初仁議長	<p>次に、3の議事録署名人の選任についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規則第14条の規定により、議席番号2番の依田美和子委員と議席番号9番の小宮山忠市委員の2名をお願いします。</p>

青木事務局長	次に4の事業報告について、事務局より報告願います。
市村初仁議長	「事業報告の説明」
委員	ありがとうございました。ただ今事務局より事業報告がございました。事業報告について、質問等はございませんか。
市村初仁議長	なし
市村初仁議長	無いようですので、次に5の会議事項に入ります。議案第1号番号1「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請」及び議案第3号番号1「農地法第5条第1項の規定による許可申請」を議題にします。事務局より説明願います。
青木事務局長	<p>計画変更を伴う5条申請でございますので、議案第1号番号1及び議案第3号番号1についてをまとめてご説明いたします。</p> <p>次第4・6ページ、補足資料1ページから2ページ、11ページから22ページをお願いします。借宿地区でございます。</p> <p>まず議案第1号番号1の計画変更ですが、_____では_____、_____で_____として_____を_____おりました。_____であった_____は_____に_____、_____に_____からの_____を_____、_____が_____でございましたが、_____の_____により、_____が_____なくなる_____が_____し、_____に_____と_____を_____、_____と_____を_____しましたが、_____を_____ことができず、_____を_____することができませんでした。_____である_____は_____は_____に_____して_____しまった為、_____を_____は_____であります。</p> <p>この_____、_____である_____より_____の_____を_____に_____を_____との_____がありましたので、_____を_____することとなりました。続いて_____を説明いたします。</p> <p>_____は_____、_____、_____に_____のある_____、_____です。</p> <p>_____は_____、_____に_____のある_____、_____、_____、_____です。_____の_____は、_____、_____、_____で、地目は_____、_____は_____です。_____でございますが、補足資料13ページに_____がございますが、_____にある_____の_____となりますが、_____を_____の_____や_____に_____と_____との_____から_____ほど_____となります。_____の用途域区分は第_____で、農地法による農地区分は、_____になります。権利関係は_____による_____となります。_____ですが、_____は_____が_____したことで、_____としての_____に_____、また新型コロナウイルス感染拡大以降_____が_____から、_____において_____が_____おり、_____も_____が_____と_____した_____、</p>

	<p>_____の_____を_____したいとのことです。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、____、____、____、____、____、____でございます。資金の調達方法ですが、_____となり、_____が_____されています。利害関係につきまして、抵当権等は設定されておりません。次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和__年__月までが工事期間となっております。</p> <p>次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については該当ありません。次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第57条第3号)の農地等以外の土地利用見込みはございませんので問題ございません。次に(施行規則第57条第4号)の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われま。</p> <p>次に(施行規則第57条第5号)の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に(農地法第5条第2項第4号)の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており、問題ございません。また、(農地法第5条第2項第5号)の一時転用ではありません。以上により議案第1号番号1及び議案第3号番号1について許可できない場合に該当しません。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号番号1及び議案第3号番号1について担当委員より説明願います。</p>
委 員	<p>推進委員の遠山が議案第1号番号1及び議案第3号番号1についてを説明いたします。_____の_____に_____である_____、_____である_____の_____、それから_____の_____と_____と_____を行いました。場所はさきほど事務局説明の通りでございます。_____は_____を_____ほどやっておられますが、ここの_____では_____というわけでございます。_____は_____としては_____しておらず、_____を_____でありましたので、_____になったとしても_____はないと判断します。それから_____の_____の_____も_____おります。_____として、_____が_____かありまして、ただの_____になりますことから、_____の_____がないような_____をお願いいたしました。_____は_____で_____することです。以上により問題はないと判断いたしますので、皆様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。委員、補足説明はございますか。</p>

委員	なし
青木事務局長	ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号番号1及び議案第3号番号1についてご意見のある方はお願いします。
委員	なし
市村初仁議長	よろしいでしょうか。(他にございませんでしょうか。)ご意見がないようなので、議案第1号番号1及び議案第3号番号1につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。
委員	挙手
市村初仁議長	ありがとうございます。賛成全員ですので、議案第1号番号1及び議案第3号番号1を原案どおり可決いたしました。よって、議案第1号番号1及び議案第3号番号1は、許可相当として県知事に意見書を送付します。次に、議案第2号番号1「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題にします。事務局より説明願います。
青木事務局長	議案第2号番号1についてご説明します。次第5ページ、補足資料3ページから10ページ、をお願いします。_____でございます。_____は_____となります。_____は_____に_____のある_____、_____です。_____は、_____、_____で、_____は_____、_____は_____です。_____でございますが、補足資料5ページに位置図がございます。_____から_____、_____、_____から_____に_____しております。_____は、_____には_____の_____がありました。_____で_____した_____、_____は_____に_____しています。_____では_____となった為、_____に_____を_____したいとのことです。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、_____、となります。資金の調達方法ですが、_____となり、_____が_____されております。利害関係につきまして、抵当権等は設定されておられません。次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和__年__月__までが工事期間となっております。次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当ありません。次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第57条第3号)の農地等以外の土地利用見込みはございますが図面等を見る限り問題ございません。次に(施行規則第57条第4号)の申請地の計画面積については、現地の状況や

	<p>配置図を見る限り問題無いと思われます。次に（施行規則第57条第5号）の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に（農地法第5条第2項第4号）の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており、問題ありません。</p> <p>また、（農地法第5条第2項第5号）の一時転用ではありません。以上により議案第2号番号1については許可できない場合に該当しません。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第2号番号1について担当委員より説明願います。</p>
委員	<p>委員番号2番の依田美和子が議案第2号番号1についてを説明いたします。</p> <p>____、____に____の____である____と推進委員の井出さんと____で____を____。場所はさきほどの事務局説明のとおりでございます。____の____については、____の____の____がこの____にあり、____していましたが、____してしまつた為、____は____の____にいます。____がやはり____が____とのことでありましたので、____で____の____を____されております。____の____では____する____に____でありますが、____にもかかつてしまうということで____の____を____となりました。____の____ですが、____と____には____があり、____に____とは____ということで____に____はされております。____のほうは____した____がありますけれど、特に問題はないと思ひます。____ですが、こちらは____さんが____されている____で____も____して____されております。____は作つておらず____になっています。こちらも特に問題はないと思ひます。以前に住宅もあつたことから特に問題はないと判断し、皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。委員、補足説明はございますか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
市村初仁議長	<p>ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第2号番号1についてご意見のある方はお願ひします。</p>
委員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。（他にございませんでしょうか。）ご意見がないようなので、議案第2号番号1につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願ひます。</p>
委員	<p>挙手</p>

市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第2号番号1を原案どおり可決いたしました。よって、議案第2号番号1は、許可相当として県知事に意見書を送付します。次に、議案第3号番号2「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題にします。事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第3号番号2についてご説明します。次第6ページ、補足資料23ページから32ページ、をお願いします。_____でございます。_____は_____、_____、_____に_____のある_____、_____です。_____は_____、_____、_____に_____のある、_____、_____、_____です。_____の_____は、_____、_____、_____で、_____は_____、_____は_____です。</p> <p>場所でございますが、補足資料25ページに位置図がございますが、_____となりまして、_____から_____、_____を_____の_____ほど進んだ_____から_____にある_____へ_____となります。町の用途地域区分は_____地域で、農地法による農地区分は、_____になります。転用の目的ですが_____の_____は_____、_____で_____を_____されておりますが、_____より_____の_____や_____が_____おり、その_____から_____で_____の_____を_____したいと_____し、_____との_____が_____したことから、_____することとなりました。</p> <p>権利関係は_____による_____となります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。</p> <p>ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、_____が_____、_____が1_____、_____が_____、_____で_____となります。</p> <p>資金の調達方法ですが、_____となり、_____が添付されております。利害関係につきまして、抵当権等は設定されておられません。次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和__年__月__日までが工事期間となっております。次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当ありません。次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第57条第3号)の農地等以外の土地利用見込みはございませんので問題ございません。</p> <p>次に(施行規則第57条第4号)の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われま。</p> <p>次に(施行規則第57条第5号)の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に(農地法第5条第2項第4号)の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており、問題ありません。</p> <p>また、(農地法第5条第2項第5号)の一時転用ではありません。以上により議案第3号番号2については許可できない場合に該当しません。</p>

市村初仁議長	ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第 3 号番号 2 について担当委員より説明願います。
委員	<p>委員番号 1 1 番の小林朝夫が議案第 3 号番号 2 についてを説明いたします。</p> <p>_____に_____の_____、_____、_____、_____と_____で_____を行いました。場所はさきほど事務局説明のとおりです。_____の_____は_____で、この_____の_____おります。_____は_____で_____でされておられましたけれども、_____に_____まして_____でございます。この_____は_____を_____した_____に_____としてついてきたということでございます。_____まで_____が_____、_____を_____していき_____ということでございますが_____は_____されていません。_____の_____はこの_____を_____、_____は_____に_____のある_____の_____をこの_____で_____したいとのことです。_____は_____の_____がありますが_____に_____を_____されており、_____には_____がありますが、_____の_____が_____として_____しているとのことです。このような状況で_____の_____は_____である為、_____を_____してもらえ_____していたところ、_____がついたということでございます。堀川推進委員もこの件については同意をしておりますので特に問題はないと判断し、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
市村初仁議長	ありがとうございました。委員、補足説明はございますか。
委員	ありません。
市村初仁議長	ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第 3 号番号 2 についてご意見のある方はお願いします。
委員	なし
市村初仁議長	よろしいでしょうか。(他にございませんでしょうか。) ご意見がないようなので、議案第 3 号番号 2 につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。
委員	挙手
市村初仁議長	ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第 3 号番号 2 を原案どおり可決いたしました。よって、議案第 3 号番号 2 は、許可相当として県知事に意見書を送付します。次に、議案第 3 号「軽井沢町農用地利用集積計画について」を議題にします。事務局より説明をお願いします。
青木事務局長	議案第 4 号「軽井沢町農用地利用集積計画について」説明します。次第 7 頁から 8 項、補足資料は、33 頁をお願いします。

	<p>軽井沢町長より、農業委員長あてに、軽井沢町農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農業委員会決定の依頼がございましたので、審議をお願いいたします。2月の公告分でございますが、中間管理が1件、1筆、面積が3,678㎡、内訳は、畑、3,678㎡です。集積計画及び申請書につきましては補足資料のとおりですので、確認をお願いいたします。</p> <p>同法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。それでは、議案第4号、軽井沢町農用地利用集積計画の2月公告分について、ご意見のある方はお願いします。</p>
委員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>ご意見がございませんので、農用地利用集積設定につきまして、原案どおり決定いたします。よって、議案第4号軽井沢町農用地利用集積計画2月公告分について、軽井沢町長へ、決定意見を送付します。</p> <p>次に6、のその他事項に進みます。(1)のJA関係、で土屋会長代理お願いします。</p>
土屋会長代理	<p>JAの出荷状況は先月と変動ありませんので、説明は省略をいたします。特記の部分ですが、12月12日に野菜出荷部会の反省会がありまして、市場から2社参加ありまして意見交換が行われました。この実績を見ても3年連続、前年度割れということで、生産者からも厳しい意見も出されまして、市場のほうとも活発な意見交換を行いました。それから白菜が12月1日で出荷終了ということで、キャベツは11月25日ですね。今後の予定ですけれども、各地区におかれまして栽培講習会が年末から1月15日までの間で開催されます。それから1月16日に野菜部会の役員会を開催します。</p>
市村初仁議長	<p>JA関係の報告で何かお聞きしたいことはございますでしょうか。</p>
委員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>なければ次に(2)支援センター関係について岡沢補佐よりお願いいたします。</p>
岡沢補佐	<p>別紙「気象データ等説明」</p>

市村初仁議長	ただいまの岡沢補佐からの説明で何かお聞きしたいようなことはございますでしょうか。
委 員	なし
市村初仁議長	なければ次に（３）町関係について佐藤農林振興係長欠席でございますので、（４）の農業委員会事務局関係について、事務局より説明願います。
青木事務局長	次第９ページをお願いします。「説明する。」
市村初仁議長	ただいまの事務局からの説明でご質問等ございますでしょうか。
委 員	なし
市村初仁議長	その他、全体を通して何かございますか。
委 員	なし
市村初仁議長	なければ２点、事務局よりご説明があります。
青木事務局長	一点目でございますが、別紙資料をご覧ください。軽井沢町では初めてとなる養鶏場設置についてご説明いたします。 「養鶏場について別紙資料を説明」
市村初仁議長	ただ今の説明で何かご質問はございますか。はい、佐藤豊委員
委 員	１２番、佐藤豊ですが、鶏の臭いや鳴き声等は問題ないのでしょうか。
土屋会長代理	今の質問で私のほうから補足説明をいたします。実際に今飼育している自宅のほうを見ました。近隣ということで気にはなっていたのですが、実際に２０羽ほど飼ってまして、その箇所から２００ｍほどのところで私が耕作しているのですが、鳴き声は全く聞こえません。全て雌なので、鳴くのは雄であることから、鳴き声はしません。それから臭いについては鶏舎では全くしておりませんでした。近隣の人も飼っていることが気づかないくらいな状況でしたが、今回数が３０倍になるということでそれがどうなるかですけれども、実際に大きな鶏を飼育するのは草場の農振農用地内なので、周りには全く民家はないところです。鳴き声は気にならないのではないかと。それと臭いについても気になりません。問題ないと思います。あと懸念されるのは羽がどの程度飛散されるのか、そこが全く未知なので、この草場の養鶏場の隣接地が私の耕作地があり、本人からいろいろ聞いて、今現在分かる範囲の情報をご報告させていただきました。

岡沢補佐	<p>県ともこの件に関しては昨年の3月より協議を重ねてきました。通常は屋根がある建物での養鶏場が一般的ではありますが、_____は屋根なしで設置したいとのことありましたので、佐久農業農村支援センターの専門員である岡部が小宮山さんにも指導したのですが、この形式でやりたいとの意思が固く、法令は順守するということでしたので、水の問題や先ほどの羽が周囲の畑に飛散してしまう問題など気づいた点を本人にお伝えさせていただきました。いずれにしても地域住民の合意形成は大切でありまして、これからも皆様のご意見をいただければと考えております。</p>
委員	<p>推進委員の堀川ですが、鶏は経営面積や何羽以下なら許可が必要ないとか、何か基準があるのでしょうか。</p>
岡沢補佐	<p>一羽でも飼育すれば届け出が必要となります。</p>
市村初仁議長	<p>それでは養鶏場についてはよろしいでしょうか。なければ2点目として馬取の山田圃場の農地整備について、過日から新聞等で報道されていることもあり、委員より現在の状況を把握したいとの意見もありますので、本来であれば佐藤農林振興係長からご説明いただきたいのですが、本日は欠席でありますので青木事務局長からご説明いたします。</p>
青木事務局長	<p>山田圃場についてですが、圃場内にアサマフーロという貴重な植物があることが新聞等で報道されております。この植物が絶滅危惧種の部類に該当するという事でその保存を求める団体が町内にあり、町や議会にはその場での保存を要望しております。ただし、地権者は保存ではなく、農地は農地として活用してもらいたいという考えでいるので、基本的に町の方針としては、その基盤整備の計画通りに進めていきます。また議会からも地権者の意向通りに進めてもらいたいということでご理解いただいておりますので、ここを植物園といいますか、ビオトープのような利用は考えておりません。仮にそれをやっていくとなるとですね、まず農振農用地をはずさなければならないことと、それと農地転用ができるのかということも問題になります。おそらく景観維持を目的とした転用は不可でございます。その場での保存ではなくて、保存するのではあれば移植することで今後も協議していくこととなります。現在の状況についてご説明させていただきました。</p>
市村初仁議長	<p>今のご説明に何かご質問等はございますでしょうか。</p>
委員	<p>なし</p>

市村初仁議長	それでは、第24期軽井沢町農業委員会第30回総会を閉会といたします。 大変お疲れ様でした。 閉 会 16時45分
--------	--